

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 調達番号 | 医経004 |
| (2) 調達件名及び数量 | ヒツジを用いた抗菌薬含有人工骨の研究開発に関する実験補助 |
| (3) 請負完了期限 | 令和3年12月28日 |
| (4) 請負場所 | 受注者の保有する施設において行うものとする。 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係
電話番号：06-6879-3249
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和3年10月22日（金）17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

仕 様 書

(一般事項)

1. 請負の表示：ヒツジを用いた抗菌薬含有人工骨の研究開発に関する実験補助
2. 請負の場所：受注者の所有する施設において行うものとする。
3. 請負完了期限：2021 年 12 月 28 日
4. 契 約 事 項：国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. 請負代金の支払：請負代金は業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(特記事項)

1. 受注者は、発注者の指示により用意したヒツジを、別紙詳細仕様に基づき飼育管理および実験補助をし、研究の遂行に資するものとする。
2. 本業務遂行のために必要な部屋、用具等は受注者において用意するものとする。
3. 実験動物の飼育に必要な飼料・消耗品等は、受注者において用意するものとする。
4. 受注者は、作業完了後、完了報告書を作成し、発注者の確認を受けた上、国立大学法人大阪大学医学系研究科経理課外部資金第二係へ提出するものとする。
5. 受注者は、業務上知りえた機密事項を一切他に漏洩してはならない。
6. その他詳細については、発注者・受注者間の協議によるものとする。

実験動物飼育管理および実験補助業務詳細仕様

<業務概要>

ヒツジの飼育管理業務、及び当該ヒツジに実験的処置を加える際の作業補助、経過観察期間終了時のサンプルを得る際の作業補助業務を行う。

なお、飼育管理業務においては、動物愛護に関する法律ならびに指針等を遵守し、飼育・実験が行われるヒツジを適切に飼養・保管を行うものとし、動物実験および飼養管理に携わる職員は動物愛護の精神をもってこれを遵守するものとする。

<飼育管理業務>

1. 飼育動物

受注者は、以下のヒツジを用意し使用する。

ヒツジ（コリデール 50-60 kg） 9 頭

2. 飼育環境と飼育室内の設定

- 空気

施設外部より施設内に取り入れた空気は飼育室内に至り、飼育室内に設置された空調機によって温度調整を行い、換気扇によって換気される。

- 温度

飼育室内温度は飼育室に設置した空調機を下記の範囲に設定し、調整を行う。

室温設定： 18℃～27℃

- 照明

明期（午前7時～午後7時） 暗期（午後7時～午前7時） の12時間サイクルを目安として自動あるいは管理者の指示で切り替えを行う。

- 臭気

飼育室は定期的に清掃を行い、臭気を抑えることに努める（アンモニア濃度として20 ppmを目安とする）。アンモニア濃度測定は必要に応じて実施する。

3. 収容および飼養に関する基準

- 収容器材

実験用ヒツジの収容には金属製ケージを利用し、実験用ヒツジは1頭／1ケージの収容を原則とする。

- 給餌

給餌する飼料は市販の反芻動物専用飼料を使用し、1日1回の制限給餌を行う。

- 飲水

自動給水器によって不断給水を基本とするが、発注者との協議により制限給水を実施する場合もある。

《飼育期間(目安)》 実験経過により、変更の可能性あり

業務遂行中に動物が死亡した場合は下記飼育期間によらない。

受入～試料埋植 1～7 日

経過観察期間 埋殖処置後 6 週

4. 衛生管理

- 衛生管理

動物が収容されている飼育室は最低 1 日 1 回の清掃を行う。消毒は必要に応じて実施する。
ヒツジ室は踏込消毒槽を設置する。

動物の収容されていない飼育室や飼育室以外（飼料保管場所など）はそれぞれ必要に応じて清掃・消毒を実施する。

- 衛生管理の原則

飼育室に入室の際は、入室者が人畜共通感染症の疑いの無いことを確認の後、作業着・マスク・ゴム手袋・ゴム長靴のほか作業の必要に応じて装具を着用し作業者および飼育中のヒツジに疾病の発生およびけがの無いように注意を払う。

- 実験用ヒツジの健康管理

実験用ヒツジの疾病状態を維持するために適切な管理を実施する。

5. 一般状態観察

飼育している実験用ヒツジの一般状態の観察を最低 1 日 1 回行う。

一般状態観察は以下の項目を中心に行う。

（項目） 眼・耳・被毛・外観・糞便・尿・摂餌状況・異常行動

異常発見時の対応

①発注者へ連絡

②獣医師への連絡

③感染症の発症または疑われる場合、獣医師を中心として発注者と協議の上処置の決定

6. 実験用ヒツジに対する安楽死実施基準

実験用ヒツジを処分する際、動物に対するストレスならびに苦痛を軽減するために安楽死の基準および方法を発注者との協議により定め、適切に処理する。

7. エンドポイントの設定

実験終了時の動物の処分方法については、発注者との協議のうえ決定する。

実験期間中に事前に予期していない症状が出た場合は発注者との協議により動物の処分を決定する。

8. 実験施設・設備利用

受注者は、発注者が動物実験を実施する際、以下の条件を満たす実験施設及び設備の利用ができること。

(1) 実験施設

① 施設の立地

実験動物の移動ストレスを最小限に抑えるため、実験施設は飼育施設と同一建造物内であること。大阪大学（吹田キャンパス）からの器材輸送・検体処理が必要であり、輸送時間により細菌数変動する可能性があるため、大阪大学からの移動時間が 15 分以内であること。

② 施設的环境

実験施設は、室内吸排気設備、実験設備の稼働に必要な電源設備、水道設備を有していること。

(2) 実験設備

実験施設内では、以下の実験設備が利用できること。

- ・手術台
- ・手術用照明
- ・麻酔器及び呼吸器
- ・電気メス、手術器具一式
- ・術中モニタ
- ・体外体内式除細動器
- ・サクショポンプ
- ・冷蔵庫
- ・冷凍庫
- ・オートクレーブ

9. 実験補助：1 頭あたり下記（1）を 2 回、（2）を 1 回（3 回目安楽死処置）の計 3 回

(1) 1、2 回目：【試料埋植】

発注者により実験的処置を行う動物の苦痛軽減を目的に行う麻酔薬の投与と作業中の麻酔維持管理を行う。

＜1 頭あたりの施術時間＞60 分程度

＜作業内容＞

- ・動物実験に必要な物品および設備の準備を行う。
- ・実験動物に麻酔薬を投与し、鎮静させる。
- ・実験施設に移動させ、気管挿管および静脈ルート確保を行う。
- ・気化麻酔あるいは全静脈麻酔により深麻酔状態とする。
- ・剃毛、機材（モニタ等）の装着、術野消毒を行う。
- ・本学担当者が処置を行うにあたり、実験動物の麻酔維持管理を行う。
- ・処置終了後、速やかに麻酔より覚醒させ、処置室からケージに戻す。
- ・実験途中で動物が死亡した場合は、焼却処分のための冷凍保管を行う。

(2) 3回目:【手術部位サンプルの採取・安楽死処置】

経過観察期間を終える動物から手術した部位（サンプル）を得る際に、動物を安楽死させるために薬剤の投与等を行う。

＜1 頭あたりの施術時間＞15 分程度

＜作業内容＞

- ・動物実験に必要な物品および設備の準備を行う。
- ・実験動物に麻酔薬を投与し、鎮静させる。
- ・実験施設に移動させ、気管挿管および静脈ルート確保を行う。
- ・安楽死処置を実施する。
- ・本学担当者が組織を摘出するにあたり、補助を行う。
- ・実験が終了した動物について、焼却処分のための冷凍保管を行う。

(3) その他:【投薬および採血等】

受託飼育期間中に投薬が必要となった場合は、発注者との協議により実施する。

採血、体温・体重測定・写真：術前、術後 1.2.3.4.5.6 週（計 7 回/頭）に行う

採尿：安楽死後に行う

＜1 頭あたりの施術時間＞10 分程度

＜作業内容＞

- ・動物実験に必要な物品および設備の準備を行う。

10. 飼育状況表の作成

本業務の実施にあたり、以下の情報記録を行い飼育状況表として作成すること。

(1) 試験動物に関する記録

- 1) 動物受入記録
- 2) 飼養管理記録

(2) 観察および検査記録

- 1) 一般状態観察記録

11. その他業務

その他、実験に付随する作業については受注者と発注者との協議により実施・記録を行う。

第2号様式

見 積 書

調達番号：医経004

調達件名：ヒツジを用いた抗菌薬含有人工骨の研究開発に関する実験補助

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）（3）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 ヒツジを用いた抗菌薬含有人工骨の研究開発に関する実験補助

請負代金額 別紙のとおり

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 研究科長 熊ノ郷 淳と受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、受注者の保有する施設において、これを行うものとする。
- 第5条 請負期限は、令和3年12月28日までとする。
- 第6条 受注者は、業務の完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。
- 第7条 請負代金は1回に支払うものとし、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。
- 第9条 契約保証金は免除する。
- 第10条 受注者は、この契約の履行の全部若しくは一部を第三者に委託し、又はこの契約によって生じる権利を第三者に譲渡してはならない。
- 第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘 2 番 2 号

国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科

研究科長 熊ノ郷 淳 印

受注者

(住 所)

(法人の名称又は商号及び代表者氏名) 印

別 紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙

項目	数量		金額	消費税額及び地方消費税額
1. ヒツジ	1	頭あたり		
2. 輸送	1	式		
3. 飼育	1	式		
4. 実験室使用	1	日あたり		
5. 麻酔管理	1	回あたり		
6. 採血、体温、体重、写真	1	式		
7. 消耗品(埋込手術)	1	回あたり		
8. 消耗品(安楽死)	1	回あたり		
9. 屠体処理	1	式		
10. 運用付帯費用	1	式		

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。